記者発表資料

平成２４年１０月　４日
国土交通省 東北地方整備局
磐 城 国 道 事 務 所

国道６号（いわき市錦町地内）で特殊車両通行許可についての指導取締りを実施しました

特殊車両通行許可とは、道路法及び車両制限令で一定の大きさや重さを超える車両の通行を原則として禁止している車両に、道路管理者が認めたときに限りその通行を許可している制度です。
一方、無許可車両による道路構造への悪影響や重大事故の多発などの問題が発生しているため、所轄警察署との協力により、道路の保全や交通事故などの危険防止、及び運送事業者等への適正な通行許可制度の認識をもたせることを目的として指導取締りを実施しました。

１．日　　時　平成２４年１０月　２日（火）　１４時００分～１６時００分

２．場　　所　国道６号　いわき市錦町蒲田地内（勿来車両検測所）

３．参加機関　いわき南警察署　４名、磐城国道事務所　１６名



・特殊車両通行許可証の内容を確認



・重量及び車両の寸法を測定、違反がないか確認

○　取締結果

調査車両　全　9台

今回調査した車両で、違反している車両はおりませんでした。

＜　問い合わせ先　＞
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ　０２４６－２３－２２１１（代表）
副 所 長　藤崎　哲也（内線２０５）
管理課長　橋本　幸雄（内線４３１）

発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課
福島建設工業新聞

道路法に定められている車両制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総 重 量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン）
	軸 重	10.0トン
	隣 接 軸 重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満　18.0トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19.0トン） ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上　20.0トン
	輪 荷 重	5.0トン
最 小 回 転 半 径		12.0メートル

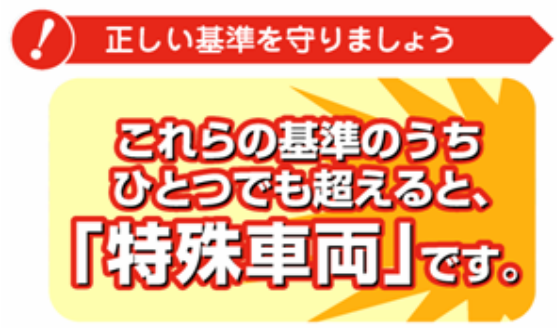

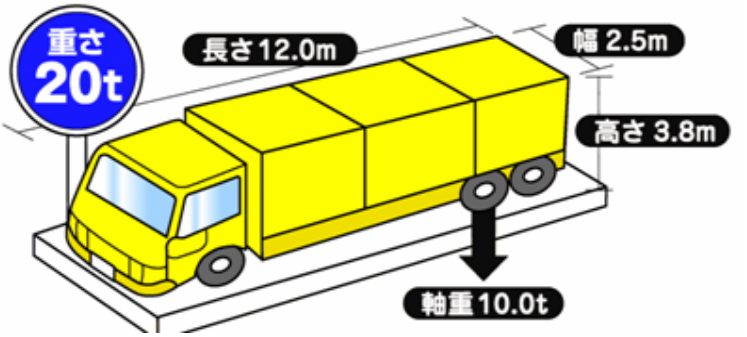

違反大型車が道路構造物に与える影響



違反大型車が道路交通に与える影響

○セミトレーラが対向車線にはみ出し、普通乗用車と接触し横転

当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行





○セミトレーラが交差点を右折した際、積荷のワイヤーロープが切れ、積荷が落下

当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



